

下水排除基準一覧表

令和4年7月1日現在

下水排除基準項目 (単位)		対象事業場	特定施設を設置している事業場		特定施設を設置していない事業場	
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
下水道法施行令第9条の4第1項	有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
		シアン化合物 (mg/L)	1以下(0.5以下)	1以下(0.5以下)	0.5以下	
		有機リン化合物 (mg/L)	1以下	1以下	1以下	
		鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
		六価クロム化合物 (mg/L)	0.5以下(0.3以下)	0.5以下(0.3以下)	0.3以下	
		砒素及びその化合物 * (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005以下(0.003以下)	0.005以下(0.003以下)	0.003以下	
		アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
		トリクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
		テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
		ジクロロメタン (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
		四塩化炭素 (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1以下	1以下	1以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3以下	3以下	3以下	
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
		チウラム (mg/L)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
		シマジン (mg/L)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
		チオベンカルブ (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
		ベンゼン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
		セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物 (※2) (mg/L)	10以下	10以下	10以下		
	ふっ素及びその化合物 * (※2) (mg/L)	8以下	8以下	8以下		
	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5以下	0.5以下	0.5以下		
	その他	フェノール類 (mg/L)	5以下	5以下	5以下	
		銅及びその化合物 * (mg/L)	3以下	3以下 (※1)	3以下	
		亜鉛及びその化合物 * (※3) (mg/L)	2以下	2以下 (※1)	2以下	
		鉄及びその化合物(溶解性) * (mg/L)	10以下	10以下	10以下	
		マンガン及びその化合物(溶解性)* (mg/L)	10以下	10以下	10以下	
クロム及びその化合物 * (mg/L)		2以下	2以下 (※1)	2以下		
9条第1項	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		10以下	10以下		
	9条の5第1項	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380未満	380未満	380未満	
		生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600未満	600未満	600未満	
		浮遊物質(SS) (mg/L)	600未満	600未満	600未満	
	9条第1項	n-ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 (mg/L)	5以下	5以下	5以下
			動植物油脂類 (mg/L)	30以下	30以下	30以下
		水素イオン濃度(pH) *	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	
		窒素含有量 (※4) (mg/L)	240未満	240未満	240未満	
		燐含有量 (※4) (mg/L)	32未満	32未満	32未満	
温度 (°C)		45未満	45未満	45未満		
よう素消費量 (mg/L)	220未満	220未満	220未満			

- (注) 1 〇〇〇〇は、直罰規制に係る排除基準(下水道法第12条の2、長野市下水道条例第9条)を示す。
 2 〇〇〇〇は、除害施設の設置等に係る排除基準(長野市下水道条例第10条及び11条)を示す。
 3 ()内の数値は、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく有害物質の上乗せ排水基準(長野県公害防止条例第16条)を示す。
 4 ※1 水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号1の2、26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置している事業場は、直罰対象になる。(長野県公害防止条例第16条)
 5 ※2 業種ごとに、令和7年6月30日までの暫定基準が適用される。
 6 ※3 業種ごとに、令和6年12月10日までの暫定基準が適用される。
 7 ※4 戸隠地区及び鬼無里地区内の工場又は事業場に適用される。
 8 旅館業の取り扱い：温泉を利用している旅館業については直罰対象になる。ただし、*のある項目について、昭和49年11月30日現在に湧出している温泉を利用する旅館業は直罰対象とならない。
 9 ダイオキシン類の直罰規制は、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項の規定による特定施設を設置する事業場に適用される。